

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案

介護労働者賃金引上げ法案（通称）

「安全・安心のニューディール政策（介護版）」ペーパー

1. 介護現場での人材難についての現状認識

近年、介護分野の労働条件の悪化と、人手不足は深刻化する一方であり、これは、すべての国民の老後の危機でもある。このような介護分野での人材難がもたらされた最大の原因は、過去 2 回の介護報酬引下げ（- 4. 7%）によってもたらされた介護職員の待遇の低さ—特に低賃金—にある。政府は 4 月からの介護報酬 3% アップを決定したが、全く不十分であり、人手不足を解消できるような賃金引上げは困難である。また、現在の不況により失業者が増加する状況で、介護分野において大規模な雇用創出が求められている。

民主党は、この危機的状況を打開するために、介護労働者の待遇改善・賃金引き上げが早急に必要であると判断した。

2. 介護労働者賃金引上げ法の制定

介護労働者の待遇改善のために、このたび民主党は法案を制定し、人材確保に関する理念を明確にした。

この法案では、国の責務として、介護を担う優れた人材が確保されるようにするため、介護報酬を加算することを義務づける。一方、事業主に対して、介護職員の賃金の引上げ等の努力義務を課し、その実効性を担保するために、毎年、現行の公表制度に加え、待遇改善の状況の報告を義務づける。

3. 事業所に対する介護報酬の加算—平成 21 年 4 月に緊急介護報酬改定—

この法律によって、理念の明確化のみでなく、平成 21 年 4 月から、事業所に対して、介護報酬を 7% 加算する介護報酬の緊急改定を行う。

財源規模は約 4 1 0 0 億円（H21）と推計している。

この増額分がすべて人件費にまわった場合には、介護労働者約 80 万人（常勤換算）に対して、一人当たり月額 4 万円程度の賃金引き上げが可能となる。

また、介護報酬の引上げにより、新たに 3 年間で 40 万人（非常勤職員を含む）の雇用創出が見込まれる。その職業訓練は、「求職者支援法」のメニューの 1 つ（介護分野）として行われる。

なお、暫定的にこの財源は全額、税財源とし、介護保険料の引き上げはせず、介護報酬の加算分は介護保険から給付することにより、利用者負担をアップさせない。

・ 介護報酬引上げ分が全額人件費にまわった場合

介護職員一人当たりの賃金引上げの目安（機械的計算） 月 4 万円程度

・ 事業所の介護報酬加算率 7%（政府案 3% と合計 10%）

・ 必要な財源規模（H21） 4 1 0 0 億円